

マックス・ウェーバー

『ドイツにおける選挙法と民主主義』(三)

山 田 高 生 訳

学生イ、イ、イ、イの組合制度は、周知のとおり、非軍事的官職、扶持および社会的に高い「自由な」地位にありつくための青年層の典型的な社会的教育形態である。決闘、飲酒、サボリといった「学問の自由」は、わが国にそれ以外の自由が存在しなかった時代の産物である。しかも官職候補者たる文筆家層のみが、かかる自由を特権的に保持していた時代の産物である。「学士号受験者」は、ドイツでは昔から重要であったし、ますます重要になりつつあるが、当時生じた因習は、この種の人間の「立居振舞」のなかに、ある特徴を加えた。そしてこの特徴は、今日なお取り除かれていない。学生組合そのものは、組合の建物が抵当に入れられ、「先輩」が利子を払わざるを得ないため、その経済的基礎が現在十分保証されないとしても、なかなか消滅しないだろう。それどころか、学生組合はますます拡大している。理由は簡単である。学生組合の縁故関係が、今日では官吏選抜の特殊な形態だからである。さらに、予備学校の資格とこの資格に必要な「決闘申込みに応じる能力」——これは組合リボンで見

『ドイツにおける選挙法と民主主義』(三)

分けがつくようになって、ゲゼルシャフト「協会」に入会できるからである。縁故をもとめて、組合リボンの申込者がますます増加したため、会則は、よりゆるやかにならざるを得なかった。その結果、確かに学生組合の飲酒強制と決闘技術は、次第にこうした趨勢に適合するようになった。今日では、一、三の団体にいわゆる喫茶主義者がいるほどである。しかし、決定的に重要なことは、精神的同族交配がこの数十年間にたえず増加してきたことである。(学生組合は、建物内に自分たちだけの読書室と独自の組合新聞を持っている。この組合新聞は、なんとも卑しい小市民的な、お人好しの「愛国主義的」政治を行なう「先輩」によって庇護されている。異なった社会的特色や精神的特色を持つ同年輩の人たちとの交流は忌避される。または、忌避とまではいかなくとも、こうした人たちの交流は非常に難しい。)そのうえ、学生組合の縁故は、たえず広い範囲にわたって張りめぐらされている。番頭は、予備将校の資格と、「協会」(とりわけ会長の娘)との結婚——このチャンスは予備将校の資格を持つことよって与えられる——に狙いをつけて、商科大学にかよう。ここに殺到するかなりの部分は、まさしくこのような結合衝動にかられている。こうした学生組織をどのように判断しようとも——道徳主義の評価基準は政治家のそれとは異なるが——、いずれにせよ学生組織は、紳士教育の場ではない。しょせん学生組織は、明らかにくだらない下級生いじめと卑しい社交作法とよって、紳士教育の場とおよそ正反対のものである。もっともくだらないアングロサクソン民族のクラブでさえ、例えばしばしば論じられたスポーツ経営が、もともといかに「無内容」なものであるとも、紳士教育の場という点では、ドイツの学生組織よりも有益である。アングロサクソン民族のクラブでは、しばしば非常にきびしい選抜を行なうが、その場合いつも、下級生いじめの原則ではなく、厳格な紳士の平等の原則が支配している。下級生いじめは、官僚が官職の規律のための予備教育と

して、わが国の学生組合について大変高く評価しているものである。そして官僚がやちほやするものだから、学生組合の方ではなにがなんでも上にむかって取り入ろうとするのである。(原注二)

原注二 ドイツ学生新聞四二八号に、「最近」の改革案にたいする批判としてつぎの一文が掲載された。(ここでは、ギーゼンのA・メッサー教授が一九一七年六月二日の『ヴェーザー新聞』に転載したものを引用した。)「改革案は、新入生の人材と学生団体の活動家が入れ代わること全然考慮していない。一例をあげよう。酒を強要しないこと！ 残した酒をむりやり飲ませないこと！ 酒をなみなみとつがなないこと！ このようなコンパを、私は、改革の前にいろいろな学生組合で一学期中に幾度か十分経験した。後になつて私は、同じ学生団体のところで、みんながぐでんぐでんに酔払つた宴会を経験した。この宴会には、前とは別な学生たちがいた。彼らは、酒豪は立派で好ましいもの、しばしば必要なものとみなしていた。たくさん飲むこととたくさん飲ませることは、必要なことでもある。もし飲み残しをむりやり飲ませることを禁ずるなら、飲みすけの新入生は、わずかしか飲まない上級生のコップをいつも空にするだろう。その結果、上級生の權威は地におちる。あるいは、乾杯の名譽を与える義務は廃止され、同時に酒宴の雰囲気は台無しになる。もし酒をなみなみとつぐことを禁ずるなら、われわれは教育の手段を失う！ これらの言葉を文脈から切り離して引用しないでいただきたい。学生組合でのわれわれの生活は、教育活動の一環をなすべきである。学生組合の学生なら誰でも、実生活においては、もはや学生組合におけるほど明瞭に、卒直に、はなはだ露骨に真実をしばしば耳にすることがなくなることを認めるだろう。どうしてこういうことを認めるようになったか。大変滑稽に聞えるかも知れないが、これは酒宴の結果なのである！ 酒宴は、われわれにとつては、悪評高き兵士の家庭教練、分列行進にあたる。當庭では、何百回も繰り返される『ひさまげ！』が、怠惰、無関心、傲慢、憤怒、無気力、倦怠をひとつつつ克服し、上官の前で救い難い無力感とまつたくの優柔不断から規律を生ぜしめる。同じように、われわれのところでは、『飲みほせ！』は、先輩にたいし、後輩の前で先輩の絶対的な優越を示し、

『ドイツにおける選挙法と民主主義』(三)

罰を加え、距離を保ち、学生組合のたえざる教育活動にとって無条件に必要な雰囲気維持する機会をいつも提供する。われわれは、クラブになることを欲しない。『飲みほせ!』は、言うまでもなく、いつでも誰にでも効果があるとはかぎらない。しかし『ひざまげ!』が宮庭をひきしめると同様に、『飲みほせ!』は、酒宴の席をひきしめるものでなければならぬ。こうしたしごきにもかかわらず、双方ともきわめて気持がよいものだ。

いずれにせよ、型にはまった因習、いわんや、官職志願者に強要されるこのいわゆる「学問の自由」という下級生いじめは、貴族主義的紳士を育て上げることはできない。事情が許すところではどこでも、かならず行なわれることだが、官職志願者が親のすねをかじる法螺吹きになれば、いよいよもって貴族主義的紳士は育たない。このような鍛練場にはいる若者が、異常なほどの独立心と非常に自由な精神の持主でないならば、この若者は、メッキをぬった平民のあの宿命的な特徴を次第に身につけるだろう。メッキをぬった平民とは、われわれが彼らの代表者のあいだで——平生はほんとうに有為な代表者のあいだでさえ——始終お目にかかる人たちのことである。なぜなら、こうした共同体によって養育される人びとの利益は、徹頭徹尾、平民的であって、いかなる意味でも「貴族的」とは言えないからである。決定的な問題は、ここでもまたつぎの点にある。すなわち、本質的に平民的——だが、若さの充溢を無邪気に求めるにすぎないばあいには、無害な——学生活動が、今日、国家を指導するのにふさわしい貴族主義的「教育」の手段であることを要求していることである。まさに驚くべき矛盾が、この点にあるが、その報いは、成上り者の人相を生ずるといふ結果に現われている。

けれども、ドイツ人の顔のなかにうかがえる成上り者の特徴を、政治的無関心とみなすことには十分用心しなければならぬ。ひとつ例をあげておこう。敵を、すなわち利害相反する者を「道徳的に征服」しようとするこ

とは、思いあがった行動である。ビスマルクはそうした行動を嘲笑したが、これは正しかった。しかし、現在の、または未来の同盟国にたいしてはどうか。わが同盟国オーストリア人とわれわれとは、政治的にはいつまでも持ちつ持たれつの間柄である。これは、彼らもわれわれもよく知っていることである。ひどく馬鹿なことをしでかさなければ、相互の関係は決裂の危険に脅かされることはない。彼らは、ドイツのやることを遠慮も嫉妬もなしに——このことについてわが国でいつも大変やかましく議論されてさえいなければ、確かにもっと気楽に！——承認している。（わが国では、彼らのところにはあるが、ドイツにはないような実際の難問について、いつでも正しい考えを持っているとはかぎらない。だから、彼らのやることにそれ相應の評価を与えているとはかぎらない。）だが世界中の誰もが知っていることは、ここでも卒直に語られなければならない。彼らにとって、およびわれわれがいつまでも友好関係を望むことができる他のすべての国民にとって、堪えられないことがあるとすれば、それは成上り者の振舞である。そしてこうした成上り者の振舞は、最近ふたび我慢のならぬやり方で蔓延している。昔からの良い社会的教育を身につけた——例えばオーストリア人のような——国民ならば、ひとことも言わずに、慇懃に、だがきつぱりとそのような振舞を拒絶するだろう。ひどい教育をうけた成上り者に統治されることを望む者なぞいない。外交政策上どうしてもしなくてはならないこと、それゆえ（本来の意味での）「中欧」にかんして可能なこと、または（経済交流の思想にどのような立場をとるかにかかわらず）他国民とのあいだで将来利害共同体を形成するのに望ましいこと、——こうした限界を越えて歩み出すならば、いずれにせよ相手方の固い決意にぶつかって、政治的に挫折する。相手方は、近頃横柄な態度で「プロイセン精神」と宣伝されていることを押しつけさせない、という固い決意を持っているからである。文筆家の空文句製造機械の長談義

のなかで語られていることだが、「民主主義」によって「プロイセン精神」が危険にさらされるといふ空文句が、ここではひと役買っている。周知のとおり、百十年このかた「一八〇七年以後」<sup>(8)</sup>国内改革のどの段階でも例外なしに、同じような長談義が聞かれたのであった。

真の「プロイセン精神」は、ドイツ国民性のもっとも美しい開花のひとつである。シャルンホルスト、グナイゼナウ、ボイエン、モルトケらのそれぞれの群列に、この精神が息吹いている。偉大なプロイセンの（一部は勿論プロイセンの外に故郷のある）改革時代の官僚たち——いちいち名を挙げるまでもないが——の行為と言葉にも、同じくこの精神が息吹いている。ビスマルクのすぐれた知性にも、同様にこの精神が息吹いている。もっとも、ビスマルクのすぐれた知性は、今日の偏狭な「現実政治」の俗物どもによってひどい漫画にされてはいるが。しかし、この古いプロイセン精神が、今日他の連邦諸支那の官僚層のなかにベルリンよりも強く生きながらえているかに見えることがままある。今日、保守的デマゴギーがこの言葉を濫用するのは、あの偉大な人たちの冒瀆すること以外のなものでもない。

繰返して言うと、充分な厚みと政治的伝統のある貴族は、ドイツには存在しない。そのような貴族は、ごく当初は自由保守党と中央党のなかに故郷があった（今日ではもはやない）。しかし、保守党のなかにはなかった。さらに、少なくとも同じくらい重要なことは、ドイツ流の上品な社交の作法など存在しないということである。わが文筆家連中が折にふれて自慢しようとしていることだが、アングロサクソン民族の紳士の習慣とロマン民族のサロンの人種とは反対に、ドイツには因習からの自由という意味での「個人主義」があるなどという言い分は、なんとしても偽りである。「学生組織の人間」の因習ほど硬直的で強制的なものほどここにも存在しない。し

かもこの因習は、直接的にも間接的にも、他の国々の因習と同じくらい広範に指導者層の後継者を支配している。将校の因習が及ばないところではどこでも、この学生組合の因習が、「ドイツ流の作法」である！なぜなら、この因習は、ドイツにおける有力な階層の作法と因習に広く影響を与えているからである。有力な階層とは、官僚層と、官僚に支配された「協会」に受入れてもらいたいと願っているすべての人びとのことである。勿論このような作法は、「上品」なものではない。だが、国政のうえでは、こうした状況よりもっと重要なことが別にある。つまり、このような作法は、ロマン民族やアングロサクソン民族の因習とは反対に、全国民の——その最下層にいたるまでの——模範となるのに適していない。このような作法は、かのロマン民族やアングロサクソン民族の因習がなしたように、国民をその立居振舞の点で統一し、自己の外面的挙動に自信を持った「支配民族」に仕立てあげるのにまったく適していない。ドイツ人の外面的挙動に優雅と品位が著しく欠けているのは、「人種」が決定的な役割を果しているからだ、などと信ずるのは重大な誤りである。ドイツ系オーストリア人の態度は、真の貴族によって形づくられたものである。同じ人種であるにもかかわらず、ともかくこうした性質が、——その他の点でどんな弱点があるうとも——ドイツ系オーストリア人にそなわっている。

ロマン民族の人間類型を形成し、その最下層にいたるまで行きわたっている作法は、十六世紀以来発展した「騎士道」を模倣したものである。アングロサクソン民族の因習も、その最下層にいたるまで深く人間形成にあづかっている。これは、イギリスにおいて十七世紀以来指導的な階層——農村の名望家と都市市民の名望家との独特な混合である「紳士」のなから、中世後期に「自治」の担い手として発展した階層——の社会的習慣から生じたものである。この双方のばあいとも、——これが重要なのだが——このような因習と立居振舞の決定的な

特徴点は、容易に広く模倣することができたし、それゆえ民主化することができた。これにたいして、ドイツの大学の試験をうけた官職候補者と彼らの影響をうけた階層の因習、ことに学生組合が教えこんだ習慣は、すでに述べたように、学士号受験者層の外部にいる集団が、さらに、広範な大衆が模倣するのに明らかに適していないかつたし、適していない。それゆえ、「民主化」されるのに明らかに適していなかつたし、適していない。このドイツの因習は、その内的本質からして決して紳士的でもなければ、「貴族的」でもない。徹頭徹尾平民的である。それにもかかわらず、否むしろそれだからこそ、この因習は民主化されないのである。ロマン民族の名誉律は、広範な民主化が可能であつた。まったく別種のアングロサクソン民族の名誉律も同様であつた。これにたいし、「決闘申込みに應じる能力」という特殊なドイツの概念は、どう考えても民主化することができない。ところが、この概念は大きな政治的影響力を持っている。とはいへ、——相も変らず信じられているように——せまい意味でのいわゆる「名誉律」が、将校団の内部で行なわれているということが、政治的にも社会的にも重要なのではない。そうした「名誉律」が、将校団の内部で行なわれることは、当然だからである。むしろ政治的には、つぎのような事態が重要である。すなわち、プロイセン郡長が、自己の地位を維持しうるためには、どうしても学生の使う意味で「決闘申込みに應じる能力がある」とみなされなければならないという事態である。こうしたことは、すぐに免職される他の行政官僚についてもあてはまる。(例えば、法律によって「独立している」郡裁判所判事が、まさにその独立性のゆえに、郡長に比して社会的に低い地位にさげられているのと対照的である。)官僚の構造によって担われ、官僚が心服しているドイツの学生の名誉によって形づくられた他の一切の因習と作法と同様に、「決闘申込みに應じる能力」という概念は、形のうえで、はカストの因習を形成している。これらは、その特



性からして民主化することができないからである。それにもかかわらず、実質的には、これらの概念は、審美的品位と優雅さをまったく欠いているので、貴族的ではなく、徹頭徹尾平民的性格のものである。こうした内面的矛盾こそが、嘲りをまねき、政治的に不利な作用をもたらすのである。

ドイツ人は、平民民族である。——あるいはこう言った方が聞えがよいのなら、市民的民族である。この基礎のうえにのみ、特殊な「ドイツ流の作法」が育つことができるであろう。

政治的新秩序がなんらかの社会的民主化——これがここで論述されねばならないことである——をひき起し、または促進するとしても、わが国では、社会的民主化が貴族主義的な作法価値を破壊することはありえない。あるいは逆に、社会的民主化は、ロマン民族やアングロサクソン民族の貴族の作法価値におけるように、貴族主義的な作法価値から排他性をはぎとり、国民のなかに広めることもできない。そのような作法価値は、社会的にみれば、もともとわが国には存在しないからである。ドイツの「決闘申込みに応じる能力のある学士号受験者」の作法価値は、他面では、内面的安泰の支柱として自己の階層に奉仕しうるほど紳士的なものではない。それどころか、これは——試験済みのことだが——紳士的に教育された外国人にたいし、実際の内面的動揺をかくそうとしても結局は役立たない。こうした動揺をかくすために、たいていは当惑から生ずるのだが、無教育と映る「横柄」な態度がとられる。

ここでは、政治的「民主化」が社会的民主化のこうした結果を真にもたらすかどうかは触れないでおこう。例えば、アメリカの無制限な政治的「民主主義」は、社会的には、——わが国で信じられているように——所有のむき出しの金権政治のみならず、身分的な「貴族」が徐々に——たいていの人が気附かなくとも——成立するこ

とを妨げるものではない。そしてこのような「貴族」が成長することは、文化史的にみれば、かの金権政治が増大するのと同じくらい重要である。

真に上品な、しかも社会的に有力な階層の市民的、性格に適合した「ドイツ流の作法」が発展するのは、いずれにせよ将来の問題である。ハンザ都市におけるこのような市民的因習の発展の萌芽は、一八七〇年以來の政治的經濟的变化の影響のもとで進展せずにいた。そして今回の戦争によって、わが国には大變多くの成上り者が生じた結果、自分のあいだわが国ではおそろくなら新しいものを期待することができない。彼らの息子たちは、予備將校の資格を獲得するのに恰好な訓練として、すぐれた伝統にたいしなら要求も出さない学生組合の通常の因習を大学で熱心に習得するからである。ともかく、つぎのことははっきりしている。もしも「民主化」が学士号受験者の社会的威信を排除することができたら——これは確定していることではなし、ここで論ずべきことでもないが——、この「民主化」は、わが国では政治的に価値ある社交上の作法価値を破壊しないだろう。そうなれば、おそらく「民主化」は、わが国の市民的、な社會的經濟的構造に適合した作法価値の発展に、それゆえ「本物の」上品な作法価値の発展に道をひらくことができる。作法価値は、スタイルと同じように「でっちあげる」ことができないから、こうした作法価値については、この種のどの作法価値にも妥当すること（本質上消極的で形式的なこと）だけが言えるにすぎない。すなわち、こうした作法価値は、いづれにせよ個人の態度における内面的距離と慎しみ以外のいかなる基礎のうえにも発展しがたいということである。このような個々人の尊嚴の前提が、わが国では上層にも下層にも著しく欠けている。最近の文筆家連中は、自分の「体験」を——エロティックなものであれ、「宗教的」なものであれ、あるいはその他どのような種類のものであれ——おしゃべりしたり、

印刷したいと願っている。そうした文筆家連中は、いつさいの——どんな種類のものであろうとも——尊嚴の敵である。しかし「距離」というものは、——ニーチュにまでさかのぼることができる種々な「予言」が、わが国で誤って理解されているように——「あまりにも多すぎることに自分自身を「貴族主義的」に对照させた悲壯な口調だけでは、決して獲得できるものではない。それどころか距離は、今日このような内面的支えを必要とするならば、いつまでも本物ではないのだ。おそらく、民主主義的世界の内部で心の底から自己主張を行なわざるを得なくなれば、それは、この距離が本物であるかどうかを吟味するのに役立つかも知れない。

しかし、上述したことはすべて、つぎのことをあらためて示している。すなわち、アレクサンダー・ヘルツェンがロシアについて美しく語ったように、祖国ドイツは、この点でも、他の多くの点と同様に、父祖の土地ではなく、子孫の土地であり、子孫の土地でなくてはならない。このことは、とりわけ政治問題にかんしても当てはまる。政治問題を解決するために、現在もなお大變価値のあるわれわれの過去の精神的活動から「ドイツ精神」を蒸溜するべきではない。われわれの精神的祖先の偉大な靈には、心からなる感謝の念をささげよう！ 彼らの精神的業績は、われわれ自身の精神の形式的訓練に役立つよう利用しよう！ しかし、わが文筆家連中は、これらの過去の精神活動を国民に解釈することが彼ら著述家の職業であるという理由で、虚栄心から学校の先生のようになら、直くさま、かかる文筆家連中を古本と一緒に隔つに追払おう！ われわれの政治的未來の形成については、彼らからなら、学ぶべきものがない。ドイツの古典は、物質的貧困、政治的虚脱、外国支配の時代でも、われわれが世界の指導的文化国民になりうることを教えている。これらの古典が政治や經濟にかんして書かれてい

るばあいでさえ、その理念はこのような非政治的時期の物産である。これらの古典のあるものは、政治的経済的情熱を失った状況のもとで、フランス革命との対決に鼓舞されながら構想された。だが、外国支配にたいする怒りに燃えた反抗とは別な政治的情熱が生きているかぎり、そこには道義的、要請にたいする精神的熱狂があった。こうした熱狂を越えて、哲学的思想が残った。われわれは、われわれの政治的現実とわれわれの時代の要求とに対応させながら、自己の態度にたいする刺激の手段として——だが道案内人としてではなく——この哲学的思想を利用することができる。議会主義と民主主義という現代的問題、および現代国家のあり方は、彼らの視野の外にあったのだ。

話を平等選挙権に戻そう。平等選挙権は、熱慮を重ねた政治的確信にたいする、政治的考慮を欠いた愚鈍な「大衆本能」の勝利である、あるいは、合理的な政治にたいする感情的な政治の勝利である、こう非難するひとがいる。まず後者にかんして言えば、——このことがここでは勿論語られねばならないが——等級選挙法で統治している(指導的邦国プロロイセンがドイツの政治を指導していたし、現在でも指導しているから)君主制は、個人的な感情的非合理的気分で指導に影響を与えているという点で、ともかく最高記録を保持している。ドイツの外交政策はこのことの証拠である。これを証明するには、十年間にわたってならん成果のなかったこの騒がしい政治のジグザグ行進を、例えばイギリス外交政策の冷静な目的意識と比較するだけで足りる。つぎに、非合理的な「大衆本能」にかんして言えば、大衆本能は、大衆がびっしり密集して、そのものとして圧力を加えるところでのみ政治を左右する。すなわち、現代の大都会において、ことにロマン民族の都市的生活形態の諸条件のもとで政治を左右する。そこでは、喫茶店文明のほかに風土的諸条件のために、「街頭」——とはうまく言ったも

のだが——の政治が都市から農村にかけて猛威をふるうことができる。他面では、イギリスの「街頭の人間」の役割は、イギリスの都市「大衆」構造の特質と結びついている。この特質は、非常に特殊なものであって、ドイツには存在しない。ロシアの首都の街頭政治は、ロシアの秘密結社組織と結びついている。こうした前提がドイツには欠けている。ドイツ人の生活の微温化の結果、われわれは、ロシアで生じたような一時的危険に陥ることはいないだろう。一時的危険というわけは、わが国においてわが外交政策が慢性的危険として影響を及ぼしているものとは反対に、そうした街頭政治は一時的なものだからである。自分の仕事場に縛りつけられている労働者階級ではなく、ローマとパリの怠け者と喫茶店にたむろする知識層こそが、戦争をあおりたてる「街頭」の政治を生み出した。しかもそうした連中は、政府がそれを望むか認める範囲内でのみ、もっぱら政府の役に立った。産業プロレタリアートの対抗力が欠けていたのである。産業プロレタリアートは、団結して行動するならば、確かに「街頭」の支配においても強力である。だが、かのまったく無責任な要素に比べれば、産業プロレタリアートは、その信任者によって、したがって合理的にものを考える政治家によって、少なくとも秩序を形成し、秩序正しい指導を行なうことができる力である。だから国家政治的には、このような指導者の権力が、わが国では労働組合指導者の権力が、一時的本能を押えて上昇するか否かにすべてが懸っている。さらに、責任ある指導者の意義が、政治的指導者層そのものの意義が、一般に、上昇するか否かにも懸っている。これによって「上」からと「下」からの純感情的動機の作用をできるかぎり弱めることが、議会議論的指導者層による秩序正しい責任ある政治指導の創出に賛成する、もっとも強力な論拠のひとつである。平等選挙法が施行されれば、「街頭の支配」は重要でなくなる。世界中でもっとも金権政治的な選挙法がイタリアで行なわれていたときでも、パリでナポレオ

ン三世が見せかけの議会によって統治していたときでも、ローマとパリは「街頭」によって支配されていた。これとは反対に、責任ある政治家によって大衆を秩序正しく指導すること以外には、無秩序な街頭支配とその場かぎりの煽動家の指導を打破することができない。

平等選挙法は、帝国の利益にたいする指導的邦国プロイセンの政治的影響力の問題である。そうこうするうちに復活祭勅語<sup>(4)</sup>の解釈が行なわれたことによって、プロイセンではこの問題は原則的に片が付いたように見える。原則的に——だが、進むべき道にしたがって片が付いたわけではない。なぜかと言えば、現在の等級議会は、政治的に止むを得ない事態が生じないかぎり、自発的に選挙特権を放棄しそうにないからである。あるいは、たとえ放棄したとしても、見せかけの放棄というやり方で行なう。例えば選挙法算術によって構成された「貴族院」を設置しておいて、他方で選挙特権を見せかけだけ放棄するのである。しかし、平等選挙法をプロイセンで合法的に実施することは、帝国の国家政治的要求である。なぜなら、帝国は、将来においても、必要なばあいには自己の生存と名譽のための闘争に、帝国の市民を召集することができるといってはいなければならないからである。これには、弾薬などの準備と必要な官庁機関だけでは十分ではない。国民がこの国家を自己の国家として防禦する心構えも必要である。東部における経験から、もしこのような心構えが欠けているときには、何が生ずるかを学ぶことができるだろう。しかし、もしも敵肅たるべき約束が悪賢いごまかしによってでっち上げられるなら、国民は今回のような仕方、戦争に全力を尽すことは二度とないということだけははっきりしている。そうしたべてんは、永久に忘れ去られることはないだろう。以上が、いざというばあいに、帝国の側から平等選挙法の実施をせまる政治的に決定的な理由である。

最後に、原理的な問題について一言ふれておこう。議、会、主、義、化、は、民、主、化、に、たいし、一、体、ど、の、よ、う、な、関、係、に、あ、る、か、と、い、う、問、題、で、あ、る。非、常、に、正、直、で、極、端、に、狂、信、的、な、「民、主、主、義、者」が、少、な、な、ら、ず、い、る、が、彼、ら、は、「議、会、主、義、化」を、出、世、主、義、者、と、取、巻、き、連、中、の、た、め、の、腐、敗、し、た、制、度、で、あ、つ、て、民、主、主、義、の、偽、造、と、派、閥、支、配、「に」導、く、も、の、と、見、な、し、て、い、る。す、な、わ、ち、「政、治」と、は、お、そ、ら、く、怠、け、者、に、と、つ、て、は、ま、さ、し、く、「利、害、関、係、の、あ、る」営、み、で、あ、る、が、そ、の、他、の、者、に、と、つ、て、は、実、り、の、な、い、営、み、で、あ、る。国、民、の、広、範、な、層、に、と、つ、て、は、す、ぐ、れ、た、「行、政」だ、け、が、問、題、な、の、で、あ、つ、て、「真」の、民、主、主、義、の、み、が、す、ぐ、れ、た、「行、政」を、保、証、す、る。「真、の、自、由、の、概、念」の、国、ド、イ、ツ、に、お、い、て、わ、れ、わ、れ、は、こ、の、す、ぐ、れ、た、行、政、を、他、の、国、よ、り、も、上、手、に、維、持、す、る、こ、と、が、で、き、る。議、会、主、義、化、が、行、な、わ、れ、な、け、れ、ば、他、の、国、よ、り、も、上、手、に、作、り、出、す、こ、と、が、で、き、る。——「民、主、主、義、者」は、こ、う、主、張、す、る。官、僚、に、たい、し、る、監、督、自、由コレトホルアラハイの、代、弁、者、は、大、喜、び、で、両、者「議、会、主、義、化、と、民、主、化」を、対、立、さ、せ、て、漁、夫、の、利、を、占、め、る、こ、と、は、わ、か、り、切、つ、た、こ、と、で、あ、る。す、な、わ、ち、「真、の」民、主、主、義、は、議、員、の、な、か、の、弁、護、士、層、が、官、吏、の、実、際、の、仕、事、を、妨、げ、る、こ、と、が、で、き、な、い、よ、う、な、ば、あ、い、に、ま、た、妨、げ、る、こ、と、が、で、き、な、い、よ、う、な、と、こ、ろ、で、も、つ、と、も、純、粹、に、具、体、化、さ、れ、る、だ、ら、う。あ、つ、か、ま、し、い、べ、て、ん、師、——わ、が、文、筆、家、に、あ、つ、て、は、悪、意、は、な、い、が、空、文、句、に、夢、中、に、な、つ、た、た、め、陥、入、つ、た、自、己、欺、瞞——は、容、易、に、味、方、を、見、出、す。し、か、も、あ、ら、ゆ、る、陣、営、の、な、か、に、見、出、す、の、で、あ、る。こ、の、点、で、は、官、僚、の、利、益、と、こ、れ、に、結、び、つ、い、た、資、本、主、義、的、利、益、と、に、奉、仕、す、る、す、べ、て、の、人、と、同、じ、で、あ、る。そ、れ、が、べ、て、ん、師、で、あ、る、こ、と、は、火、を、見、る、よ、り、明、ら、か、で、あ、る。理、由、は、こ、う、で、あ、る。1、議、会、権、力、に、つ、い、て、も、う、一、歩、つ、つ、こ、ん、で、考、え、る、な、ら、す、ぐ、り、行、き、あ、た、る、問、題、だ、が、民、主、主、義、は、官、吏、の、行、政、を、監、督、す、る、た、め、に、ど、の、よ、う、な、機、会、を、持、つ、て、い、る、か。こ、う、し、た、問、い、に、つ、い、て、全、然、答、え、が、な、い。つ、ぎ、に、2、民、主、主、義、は、議、会、主、義、的、「派、閥」支、配、を、何、と、置、き、か、え、る、か。民、主、主、義、は、議、会、主、義、的、「派、閥」支、配、よ、り、は、る、か、に、秘、密

な、——たいていは——はるかに小さな、とりわけますます避けられない派閥の支配と置きかえる。いわゆる直接民主主義の制度は、小さな州(カントン)でのみ技術的に可能であるにすぎない。大衆国家ならどこでも、民主主義は官僚制的行政をもたらず。しかも議会主義化が行なわれなければ、民主主義は純然たる官僚支配に導く。(広い意味での)「独裁政治」の制度が行なわれているところでは、したがって、合衆国や合衆国の大自治体のいくつかにおけるように、国の首長とか都市の首長が直接国民に選ばれるところでは、民主主義は、確かに議会主義的制度がなくとも——議会権力が全然ないわけではないが——存在することができる。(民主主義の政治的行政技術的長短にかんしては、ここでは立ち入らない。)しかし、世襲の国家機関——君主——が(形式上)官吏階級の長であるところではどこでも、強力な議会権力は不可欠である。議員が素人であるように、現代の君主はいつも素人たらざるを得ない。したがって、行政を監督することができない。両者の相違はつぎの点にある。

- 1、議員は政党の闘争のなかで言葉の影響力を考慮することを学ぶことができるが、君主は闘争から遠ざかっている。
- 2、議会が調査権を持つなら、議会は(専門家と証人について)宣誓にもとづく反対訊問を行なうことによって実情を知ることができる。したがって官吏の行動を監督することができる。君主は、こうしたことをいかにして実行することができるだろうか。議会なき民主主義は、こうしたことをいかにして成し遂げることができるだろうか。

しかしながら、一般的に言えば、国家指導は「行政」にかかり切りになるべきだ、「政治」は素人の片手間の仕事であるべきだとか官吏の副業であるべきだなどと空想している国民は、世界のなかでの政治を断念し、将来は小国の役割に甘んずるがよからう。スイスのカントンやデンマークやオランダやバーデンやヴェルテムベルク



のようである。これらの国の国家制度は、すべて実によく管理されている。これがいやなら、そのような国民は、高度な政治を行なおうと企てるかぎり、こうした警告学あの「真の自由」、すなわち監督をうけない官吏層の「真の自由」についてわれわれが嘗てきた経験を避けて通るわけにはいかない。「議会主義なき民主主義」にたいする熱狂は、戦時中つぎのような事態が生じた結果、当然助長された。すなわち、困難な戦争のときにはいつでもそうだが、今回の戦争でも、例外なくすべての国々で、ドイツと同様にイギリス、フランス、ロシアにおいても、平和時に存立している統治形態——「君主制」であろうが「議会主義的共和制」であろうが——に代って、政治的軍事独裁者が非常に広範囲にわたって実際に出現した。（しかも政治的軍事独裁者の影響は、なおずっと平和時に尾を引くことは疑いない。）こうした政治的軍事独裁者は、いたるところで特殊な大衆煽動を用い、正常な通風弁や監督をすべて——したがって議会主義の通風弁や監督も——排除する。戦争そのもの起因するこうした諸現象は、だんだん速くなり、「時流にのった」書籍作りに関係している素人文筆家たちの目をくらます。しかし、戦争経済が正常な平和経済にとって模範になりえないように、こうした戦時の政治組織は平和時の政治構造にとって模範になりえないのである。

議会の仕事は、政治的には何と置きかえられるだろうか。例えば、立法の仕事のかわりに国民投票を行なうことができるだろうか。議会の継続的活動のうちもっとも重要な仕事は予算であるが、この予算について世界中どの国でも国民投票が実施されたことはない。国民投票によっては絶対に不可能なことは明白である。国民投票によって決定されるばあいには、ほとんどすべての租税法案の運命は容易に予見できる。だが、やや複雑な法律を制定したり、文化の内容にかんして規制を行なったりするばあいには、大衆国家における国民投票の意味は、

どんな進歩でも強力に機械的に阻止することにあつた。少なくとも、地理的に大きな国家ではそうである。(だが、小さな州ではちがう。) そうしたことになるのは、国民投票が、政党間の妥協を排除するという、簡単な純技術的理由からである。国民投票は、「イエス」か「ノー」できっぱりと答の出せる問題にたいしてのみ、政治的にも技術的にもとことんまで決着をつけることができる。もしも決着をつけることができないなら、ある具体的な法案にたいして種々の相対立する論拠が持ち出されて、一般にどんな法案をも成立し難くするだろう。しかもそうした相対立する論拠というものは、社会的地理的に広範に分化した大衆国家では、アメリカの各州やスイスの州よりもいつでも比較にならないほど多いものである。議会に固有な仕事とは、つぎのようなことである。すなわち、討議と妥協によつて「相対的に」最上のものを成立させることができるということである。選挙人は、議会選挙のさいに相対的にもっとも好ましいと思ふ政党にしか投票することができないという形で犠牲を払うわけだが、議会に固有な仕事も、これと同じような犠牲を払つて得られるものである。議会主義的立法のこうした純技術的卓越性は、何ものによつても置きかえることはできない。——とはいへ、国民投票が適切な上告手段であるようなばあいは、もはや存在しないなどとは言えない。官吏の国民選挙について——国民選挙が指導者の選抜にのみ用いられるのではないばあひ、それゆへ「独裁政治」ではないばあひ、——つぎのことが言える。どの大衆国家でも官吏の国民選挙は職階制的官職規律を破壊する。そればかりでなく、(アメリカの経験にしたがえば)任命にたいする責任を排除することによつて、腐敗を促進する。「民主主義」の名のもとで展開された議会主義にたいする闘争はすべて、君主制国家では、怨恨や盲目から純然たる官僚支配がはばをきかすこと、とくに監督からの自由にたいする利害関心がはばをきかすことを意味している。

官僚国家による身分構成の平準化という意味での「民主化」は、事実である。だから、つぎのいずれかの選択があるだけである。見かけだけ議会主義の官僚主義的「官憲国家」のなかで、国家市民大衆は権利もなく自由もなく、家畜の群のように「管理」されるか、——さもなくば、国家市民大衆は国家の共同の主人としてこの国家のなかに編入されるかのいずれかである。だが、支配民族は、この点にかんしていかなる選択もない、そして支配民族だけが、「世界政策」を行なうことができるし、行なってもよい。民主化は、おそらく(当面は)失敗するかも知れない。なぜなら、強力な利害、偏見、さらに臆病が一諸になつて民主化に反対しているからである。だが、こうした反対がドイツの全未来を犠牲にするものだということは、やがてはつきりするだろう。そのときには、大衆は、全力を尽して、彼らが単なる対象にすぎず参加者でもない国家に反抗して、闘うだろう。不可避的な政治的諸結果について、個々の集団が利害関係を持つのもよかるう。だが、祖国はそれらについて利害関係はない。

(3) 一八〇七年から八年にかけてプロイセン首相シュタイン男爵は、当時ナポレオンの支配下にあつたドイツ国民のあいだで、強烈に盛り上つた民族意識を背景につぎつぎと大胆な行政改革を遂行した。イギリス自由主義の影響をうけたシュタインの改革は、進歩的官僚の援助のもとで都市自治権の返還、十月勅令による農奴の解放、シャルンホルストとともに断行した兵制改革などすぐれてブルジョアの自由主義的な改革であつたが、それだけに地主階級ユンカーからの反撃はますます激しく、陰謀によつてシュタインは事業半ばにして失脚した。彼ののち一八一〇年に、ハルデンベルクによつてシュタインの改革事業はうけつがれたが、もはやこのときには、あの自由主義的理念は貫徹されず、ユンカーの階級的利益は温存された。

『ドイツにおける選挙法と民主主義』(三)

(4) 開戦後四年目の一九一七年にはいと、国民のあいだでは軍部の戦争政策にたいする不満や反戦気運が高まり、そのうえ三月にはじまったロシア革命の影響なども加わって軍需産業にストライキが発生するなど国内情勢は急速に悪化していった。こうした情勢を背景にして、短期決戦による「勝利の講和」をめざして無制限潜水艦作戦の再開にふみきった軍部と、「妥協の講和」と内政の民主化を主張する議会多数派とのあいだの対立はいよいよ激化したが、両者のあいだに板ばさみになった宰相ベートマンは、四月七日、ヴィルヘルム二世を動かして、プロイセン三級選挙法の改正と直接秘密選挙法の採用を約した復活祭勅語を發表し、国民および議会多数派の不満をそらそうとした。しかしこの勅語では、平等選挙の原則は採用されず、しかもプロイセン三級選挙法の改正は、勝利の後にはじめて実現されることになっていたため、国民と議会多数派のあいだに深い失望を残した。

解題

ここに訳出した『ドイツにおける選挙法と民主主義』は、当初、ヴィルヘルム・ハイネとヴァルター・シヨックの編集になる国内政治叢書『ドイツ国民国家』(Der Deutsche Volksstaat)の第二巻として刊行され(一九一七年十二月)、のちにウェーバー『政治論集』のなかに収録された。当翻訳は、J・ヴィンケルマン編の『政治論集』第二版(一九五八年)によった。

ところで、『政治論集』の目次をたどると、第一次大戦中におけるウェーバーの政治論文のテーマが、一九一七年初めごろを境にして対外政治問題から国内政治問題へ移行していることがわかる。すなわち、一九一六年末ごろまでの政治論文は、対外政治的権力闘争においてドイツの世界政策を遂行するための最適条件の確保、その

ための早期無併合講和の要求、さらに「勝利の講和」・併合派の戦争目的アジテーションにたいする批判などが議論の中心をなしている。これにたいして一九一七年以後は、プロイセン三級選挙法の廃止をはじめとして、議会議主義化、連邦主義化の問題など内政改革をめぐる諸問題が主として展開されている。こうした外から内へのテーマの転換を促した直接的契機は、一九一七年初めにプロイセン邦議会に上呈された信託遺贈法案であった、と考えられる。ウェーバーは、一九一七年三月一日のフランクフルト新聞に掲載された『戦時利得の貴族化』なる論説においてこの法案を批判している。ウェーバーの見解では、この法案の本質は、多数の農民と国家の利益を犠牲にして、経済的に没落しつつある東エルベの大土地所有の社会的地位をまもり、貴族の称号を望む戦時成金の欲望を満たそうとするものであった。ウェーバーは、こうした「特権的な少数派の態度によって城内平和が破れた」ことを慨嘆している。このときすでに、ウェーバーは、対外政治における戦争目的アジテーションとプロイセン三級選挙法に支えられた内政上の特権的利益とが密接に結びついていることを見抜いていたのである。こうしてウェーバーの攻撃的的は、かかる法案を成立せしめるような内政的前提、より本質的にはドイツの世界政策を不可能ならしめるような帝国の内政構造の問題に向けられていく。その後、いくつかの時事論文を発表したのち、はじめて本格的に歴史研究・社会学研究の成果をふまえて国内政治批判を展開してみせたのが、この『ドイツにおける選挙法と民主主義』である。プロイセン三級選挙法の改正を約した復活祭勅語に前後して、文筆家のあいだからつぎつぎと提出された選挙法代案にたいする批判から、学生組合の下級生いじめに認められる「ドイツ的作法」にたいする批判にまで議論が及んでいるこの論文は、みられるとおり、近代ヨーロッパの合理化、官僚制化にたいする鋭い洞察から発せられる大衆民主主義化、官僚支配の問題など、われわれの現代にとっても

『ドイツにおける選挙法と民主主義』(三)

差しせまつた問題を提示しており、後期ウェーバー政治論文のなかでも、有名な『新秩序ドイツの議会と政府』に並ぶ重要論文のひとつであると言える。

最後に、国内政治問題を論ずるさいのウェーバーの視点について若干ふれておこう。ウェーバーにおいて、前述したような外から内への政治論文のテーマの転換は、決して彼の政治的視点の変更を意味せず、ここでも一貫してドイツ権力国家の世界政策というあの対外的政治的視点が堅持されている。いわゆる「対外的政治の優位」(Primat der Aussenpolitik)の原則と言われるものが、これである。これを縦軸とするならば、横軸は、近代ヨーロッパに固有な資本主義的合理化⇨官僚制化の過程というあの状況認識である。この両座標軸から、例えば当論文においては、文筆家たちの提唱する複数選挙制、中産階級選挙制、職業身分代表制について、経済の全面的合理化過程のなかで帝国の「権力国家」化におけるそれらの意図と効果が技術的に吟味され批判されている。したがって、プロイセン三級選挙法の民主化⇨平等選挙法の要求も、それ自体決して自然的価値理念から発せられるのではなく、同じく技術的批判の地平で官僚制化過程における国民の政治参加をもっとも効果的にはたす手段としてとり上げられている。だが、この民主化も、大衆国家における官僚制化過程と媒介的關係に立つ社会過程であるかぎり、かならずしも国民の政治参加を保証するものではない。それは、「街頭の支配」を培養し、議会主義という対抗力を持たなければ、かえって「官僚支配」を強化するからである。「議会主義なき民主主義」は、政治的軍事独裁者を生み出す。議会主義化もひとつの手段なのであって、指導的政治家の選抜、官僚層の監督および政党間の妥協の場という機能をはたす。このように二つの座標軸は、平等選挙法、民主化、議会主義化という線上に交点を結んでいる。経済の資本主義的合理化過程にあって、ユンカーの利害はもやは国民の利害と相容

れず、企業家と労働者の政治的利害が一致することを認めるウェーバーにとって、まさしくこうした国政改革こそは、企業家と労働者の「国家市民」化を促し、帝国主義時代におけるドイツ権力国家の担い手を創出しようとするものであった。対外政治におけるドイツの権力国家化と対外政治における自由主義的改革が、ウェーバーにおいては経済の資本主義的合理化過程という状況認識のもとで統一されているわけだが、これこそ帝国主義時代の自由主義の主要な特徴のひとつをなしていると考えられる。

(一九七〇・一 完)